

景観保全型広告整備地区屋外広告物届出書

(宛先)
大津市長

受付印

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地)

届出者住所〒520-0000
滋賀県大津市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇ビル 本館 3階

ふりがな氏名
おおつ 株式会社大津 代表取締役 大津 太郎

連絡先電話番号 077-528-2956
メールアドレス otsu1303@city.otsu.lg.jp

R7年 11月 1日

大津市屋外広告物条例第7条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

メールアドレスをお持ちでない、または不明であれば記載不要です。

1 屋外広告物の種類		(○)自家用 ()非自家用 (案内図板規制・相互間距離規制・規制なし)							
番号	表示内容	種類	地上高	縦	横	面数	表示面積	個数	備考
1	大津宿	屋上	6m	1m	1m	1面	1㎡	1個	
2	幸せな一日を	野立	4m	1.5m	1.5m	1面	2.25㎡	1個	
3	大津宿	突出	3m	3m	0.5m	2面	3㎡	1個	
4	東海道にある小さなお宿	壁面	3m	1m	2m	1面	2㎡	1個	
5									
6									
7									
8									
9									
10									

表示期間は最大3年の範囲で設定するようにしてください。

※広告物が10を超える場合は、広告物一覧表を別紙にて添付してください。

2 表示期間 R7年 12月 1日～ R10年 11月 30日 (3年・ 月間)

※裏面にも記載事項があります。

3 表 示 場 所	大津市 京町一丁目〇〇番〇〇号		
4 条 例 上 の 地 域 区 分 等	☐ 禁止地域 ☒ 許可地域 (第 1 種 ・ 第 2 種 ・ 第 3 種) ☒ 景観保全型広告整備地区 (旧東海道沿道京町通り 地区) ☒ 眺望景観保全地域 (大津都心 地域) ☐ 指定沿道及び沿線地域 (鉄道 ・ 新幹線 ・ 指定道 高速自動車道) ☐ 風致地区 () ☐ 地区計画 () ☐ 伝統的建造物群保存地区 ☐ 歴史的風土保存地区 ☐ 歴史的風土特別保存地区 ☐ 自然公園区域		
5 建築基準法による 工 作 物 の 確 認	☒ 不要 ☐ 申請済 ☐ 当課へ申請後に申請予定 ☐ 未申請	6 道路法による 道路占用許可	☒ 不要 ☐ 申請済 ☐ 申請中 ☐ 未申請
7 管 理 者	住 所 氏 名 連絡先 〒申請者と同じ 所持する 資 格 ☐ 屋外広告士 ☐ 講習会修了者 ☐ 職業訓練指導員免許所持者 ☐ 技能検定合格者 ☐ 職業訓練修了者 ☒ 資格なし		
8 工 事 施 行 者	住 所 氏 名 連絡先 〒520-0000 滋賀県大津市〇〇町〇丁目〇番△号 株式会社 〇〇広告 広告 太郎 077-520-0000		
広告物を設置する業者 は、大津市の屋外広告業 の登録を受けている必要 があります。本市で登録 されている業者はホーム ページに掲載しています	本市における屋外広告業の登録番号		大津市屋外広告登録第 9999 号
	登録有効期間		R12年 12月 27日まで有効
	番号	備考	
	号		

市ホームページの「MyTown おおつ」
で屋外広告物規制図を確認してください

- (1) 設置する場所を示す地図（位置図）
 - (2) 土地又は建築物等との関係を明らかにした図（配置図）
 - (3) 色彩（マンセル値）及び意匠を明らかにした図（意匠図）
 - (4) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書（構造図）
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真（申請の日前 30 日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの）
 - (6) 第 2 次大津市景観計画で定める眺望景観保全地域及び対岸眺望景観保全地域において、屋上広告物を表示し、又は設置する場合で、その高さが地上から 31 メートルを超えるときには、同計画で定める眺望景観保全地域にあつては重要眺望点からの、又、対岸眺望景観保全地域にあつては対岸重要眺望点からのカラーシミュレーション写真等
- 2 当該広告物を継続して表示する場合にあつては、次の書類を提出すること。
- (1) 当届出書
 - (2) 広告物の現状が分かるカラー写真（届出の日前 30 日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの）
 - (3) 管理者が作成した屋外広告物安全点検調書
- 3 当該広告物を除却した場合は、屋外広告物除却届（別記様式第 8 号）を提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 5 該当する（ ）内に丸印又はレ点を付すか、自由記入すること。